

平成19年度 第2回第三者定期監査結果の報告について

平成20年2月14日
日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る「改善策」の実行を担保するため、平成16年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による年2回の定期監査を受け、今回の監査で通算8回目となります。

初期段階では、「改善策」の実行状況に直接的な焦点を当てた監査を受けてきましたが、最近では、改善策に係るPDCA展開が総じて軌道に乗っていることに鑑みて、日常的な品質保証活動が、改善策の効果を反映して適切に実施されているかについても監査を受けてきました。

今年度は、「改善策」に関係した部分が4年目となることを踏まえ、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行い、『各項目のPDCA展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況』を確認・評価する方針がLRJから示されました。「改善策」は広い分野に亘っているため、平成19年度の第1回、第2回の定期監査で分割対応され、併せて、3事業部を対象に、現場巡視によって状況を把握したのちプロセス監査を実施する「現場監査」も行なわれました。

今回は、第7回監査に引き続き、以下の日程で実施されました。

なお、前回監査(第7回：平成19年7月～8月実施)におけるLRJコメントについては、処置が終了した項目の取組状況を当社より説明し、LRJの確認を受けました。

- ◆ 「室」 : 11月28日～11月29日
- ◆ 再処理事業部 : 12月 3日～12月 6日
- ◆ 濃縮事業部 : 11月26日～11月27日
- ◆ 埋設事業部 : 12月19日～12月20日

2. 平成19年度第2回定期監査の内容

(1) 監査の視点

「室」部門及び再処理事業部に対しては、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた「総括としての監査」を行って、『各項目のPDCA展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況』を確認・評価する。併せて、各事業部に関して、「現場監査」を実施する。

1) 監査対象部門：「室」／再処理事業部

監査視点：①「改善策」の全項目を対象にした「総括としての監査」。

「改善策」は、表に示す広い分野に亘っているので、平成19年度の第1回、第2回の定期監査で分割対応する。

②現場監査の実施（再処理事業部）

表 「改善策」に係る分野

大分類	中分類
1. トップマネジメントによる品質保証の徹底	体制（組織）改善
	トップマネジメントのコミットメント
2. 再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善	品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し
	再処理事業部における品質保証関連組織の拡充
3. 品質保証を重視した人員配置と人材育成	人員配置
	人材育成
4. 協力会社を含めた品質保証活動の徹底	調達管理の徹底・強化
	より良いコミュニケーションの確立

2) 監査対象部門：濃縮事業部／埋設事業部

監査視点：①前回の定期監査以降に実施された規定類の新規策定／改正状況、及び当該規定類に基づく品質保証活動の実行状況の確認を行う。

②現場監査の実施

(2) 監査の態様

1) 文書監査

意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものであり、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に適用する。

2) 実地監査

監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求めるとともに、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行う。また、エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意に抽出する。

3. 監査結果

「改善策の総括としての監査」と「品質保証全体に係る監査」の2つの観点から監査が行なわれ、以下の評価となりました。

(1) 「改善策の総括としての監査」の総括結果（第1回と第2回の総括）

前記の表に示した改善策は小分類レベルで32項目に及んでおり、各項目ごとの達成状況について、次の4段階で評価を受けました。

- ・「改善策の達成完了。成果が定常業務の中に定着。」
- ・「改善策の達成完了。その応用展開活動を推進中。」
- ・「改善策達成に向けた活動を継続中。」
- ・「第三者の視点で、精力的な活動状況が観察できず。」

全部門において「精力的な活動状況が観察できず」と評価された事項はなく、「ほとんどの改善策は所期の目標を達成している」と判断されました。「活動を継続中」の項目（6項目）は人事に係る事項であり、いずれも長期的計画に基づいて継続的に取組んでいる項目です。また、「目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務に定着した」と判断され、「一部の項目は目標達成ののち、新たな応用展開としての取組みに移行している」と述べられており、総括して「個々の改善策は、概ね達成されたと判断する。」との評価を受けました。

（「改善策の総括としての監査」結果の詳細は、関係資料①の添付－1参照）

(2) 品質保証全体に係る監査結果

1) 監査全体を通したLRJ「総括所見」

今回の監査全体を通した総括所見として、監査報告書(全体総括)の中で、以下の「総括所見」が示されました。

- ① 「指摘事項」は観察されない。
- ② 諸活動のPDCAの展開が多面的に浸透し、維持・継続されている。
- ③ 発注内容に係るJNFLの自律的な点検・検証励行が定着している。
- ④ 「改善策」の自律的展開が始動している。
- ⑤ 本格操業に向けた諸活動についても、定着したPDCA展開マインドに基づいて活動されている。

2) 現場監査結果

今年度から取り入れられた「現場監査」の結果について、業務手順書などの文書管理、チェックリストの整備と活用、報告とコミュニケーション等の切り口において、概ね良好との評価を受けました。

3) 「耐震計算誤入力」に対するフォロー

前回(平成19年7～8月実施)の監査で確認を受けた「耐震計算誤入力」に対するその後のフォロー(再処理事業部保安監査部が実施した耐震に係る調達先監査)において、再発防止及び点検強化に係る活動がタイムリーに行われているとの評価を受けました。

4) 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」はありませんでした。一方、全体で1件の「観察事項」*¹及び5件の「提言事項」*²がありました。各部門毎の内訳は以下のとおりです。

- ① 「室」 : 「提言事項」 1件
- ② 再処理事業部 : 「提言事項」 1件
- ③ 濃縮事業部 : 「提言事項」 1件
- ④ 埋設事業部 : 「観察事項」 1件、「提言事項」 2件

- * 1 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
- * 2 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、受審者の任意。

「観察事項」及び「提言事項」の内容(主旨)は次のとおりです。

①「観察事項」

- ・ 協力会社から当社に記録を正式に引き渡すことの徹底。
(協力会社の責任者の確認印のない記録を、当社へ引き渡したままとなっていた。)

②「提言事項」

- ・ 会議録における『結論』の明示化
- ・ 業務実施日と整合する作業日誌等の確実な管理
- ・ 資料記載内容比較確認(チェック)作業における逐一チェックの徹底(一括チェックの禁止)
- ・ 他部署からの通知に対し、正式に受取った記録を残すように改善
- ・ 内部品質監査の評価区分毎の処置内容の明確化

(観察事項および提言事項の詳細は、関係資料②～⑤参照)

4. 監査結果に対する当社の取組

今年度2回に亘った『改善策の総括としての監査』に対して、「個々の改善策は概ね達成されたと判断する」との総括評価をいただきました。

また、「品質保証全体に係る監査」の総括所見として、「諸活動のPDCAの展開が多面的に浸透し、維持・継続されている」との評価や、「発注に係る自律的な点検・検証励行が定着している」との評価を受けるとともに、本格操業に向けた諸活動についても、定着したPDCA展開マインドに基づいて活動されているとの評価をいただきました。

一方でLRJは、「今後の課題と期待」として、改善策の自律的展開が始動しているとした上で、改善策に盛り込まれた理念を風化することなく継承することが最大の課題であり、期待でもあると提言しています。当社としては、LRJのこの提言を真摯に受け止め、今後とも初心を忘れずに品質保証活動の向上を図っていく所存です。

今回の監査において受けました「観察事項」や「提言事項」についても前向きに受け止め、改善に取り組んでまいります。

なお、今回の監査で提示された「観察事項」及び「提言事項」と当社の対応方針を【添付-1】～【添付-4】に示します。

5. 関係資料

- ① 平成19年度第2回定期監査報告書（全体総括）（W01537763号-0）
（平成20年1月21日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ② 平成19年度第2回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果
（W01537763号-1）
（平成20年1月21日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ③ 平成19年度第2回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果
（W01537763号-2）
（平成20年1月21日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ④ 平成19年度第2回定期監査報告書（その3）濃縮事業部の監査結果
（W01537763号-3）
（平成20年1月21日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ⑤ 平成19年度第2回定期監査報告書（その4）埋設事業部の監査結果
（W01537763号-4）
（平成20年1月21日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

以上

「室」部門の平成19年度第2回定期監査におけるLRJコメントと当社の対応方針

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
記録の内容	【提言事項】 広聴政策会議の会議録には、討議された内容が必要十分な程度に記載されており、結論を推察することができるが、やはり『結論』を明示しておくことが望まれる。	冒頭に『結論』を明示する会議録と改める。	次回開催の 同会議より 実施	広報部 総括G

再処理事業部の平成 19 年度第 2 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
記録の管理	<p>【提言事項】</p> <p>工事の最終検査にあたる竣工検査が 1 日延期された事例において、竣工検査報告書には延期された月日を明示した写真が添付され、確実に検査が終了したことを確認することはできたが、それに該当する作業予定表/日報を確認することができなかった。文書間の整合を確実にするために、業務内容と整合する日誌等の確実な管理が望まれる。</p>	<p>「作業予定/日報」において予定されていた竣工検査が、業務都合により翌日に変更されたが、変更分の「作業予定/日報」が提出されていなかったものである。</p> <p>検査日程等の変更が生じた場合は、変更日の「作業予定/日報」を確実に提出するよう、建築工事安全推進会議の場で建築各社に周知することとした。(1/10 周知)</p> <p>また、施設建物管理課の終礼の場で上記内容を課員に周知した。(1/9 周知)</p>	H20/1/10 完了	土木建築部 施設建物管理課

濃縮事業部の平成 19 年度第 2 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
発注先への仕様書	<p>【提言事項】 発注先への仕様書に対する事前検討として、新增設計画書に記載されている要求事項が発注仕様書に確実に落とし込まれているか否かの確認が行われている。</p> <p>今回、資料を閲覧した範囲内においては、「適用される法令・規制等の要求事項」に対して、仕様書中に記載されている法令類を一括で内容チェックしていることもあって、新增設計画書に記載されている法令類と、仕様書に記載の法令類に一部不整合（核燃料施設安全審査基本指針の記載が仕様書にない）が観察された。</p> <p>本事例の場合、仕様書に記載されている「ウラン加工施設安全審査指針」の中に「核燃料施設安全審査基本指針」の内容が全て網羅されているため、実質的な問題はないものの、発注側にとって仕様書の要求事項は非常に重要であることから、チェックに関しては、これまで以上によりきめ細かい対応を行うことが望まれる。なお、これは今回観察された法令に関連する事項に限定されるのではなく、その他事項についても同様な対応が望まれる。</p>	<p>左記提言のとおり、発注仕様書のチェックに際しては、法令名称毎にチェックマーク（レ点など）を記入するなどの細かな確認を行う運用とする。</p>	H20/2/4 完了	施設部 施設計画課

埋設事業部の平成 19 年度第 2 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
協力会社の管理	<p>【観察事項】 本監査対象となる分析業務は、放射線管理課から協力会社に委託されている。協力会社の測定結果は十分な妥当性チェックが行われていることを入手した記録から確認できたが、当該記録を協力会社が放射線管理課に正式に引き渡したエビデンスが確認できなかった。 (JEAC4111-2003 4.2.4、及び8.2.4 参照)</p>	<p>① 協力会社が放射線管理課に正式に引き渡した記録及びエビデンスが確認できるよう協力会社へ業務指示文書を発行する。 また、当課においては協力会社から正式に引き渡されたエビデンスであることを確認するよう課内周知する。</p> <p>② 次年度の委託については、恒久対策として委託仕様書で要求する。</p>	<p>H20/1/31 完了</p> <p>H20/3 末まで</p>	<p>安全管理部 放射線管理課</p>
記録の管理	<p>【提言事項】 排水・監視設備等において排水があった場合の運営課からの通知に対して、放射線管理課が正式に受け取った記録を残すことが望ましい。</p>	<p>放射線管理課が正式に受け取った記録は存在していたが今回の定期監査において提示できなかった。これは、ファイルしている背表紙の名称が曖昧だったことから、誤って類似の記録を提示したためであり、背表紙を適正な名称へ変更する。</p>	<p>H20/1/28 完了</p>	
内部監査	<p>【提言事項】 内部品質監査の評価に際して、「要望事項」と「観察事項」に区分されているが、いずれも被監査部署が採用の可否を決定する事になっている。上述のような識別を行った背景は両者間の提言内容の重要度に差異があることに起因したものと推察されることから、この両者の処置内容についても何らかの区別を行うことが望まれる。</p>	<p>「観察事項」、「要望事項」の処置については、「品質保証計画運用要領」にて、いずれも被監査部署が採用の可否を決定する方法になっているが、これらの不適合等の状態に応じた処置にする方向で検討する。</p>	<p>H20/5 末まで</p>	<p>安全管理部 品質保証課</p>